令和7年度　地域支援体制整備事業
「幼稚園、小・中学校、高等学校、市町村教育委員会等における相談・研修支援」の依頼手続き

◆相談支援【様式１－①、②、③、④】
◆研修支援【様式２－①、②、③、④】

県北教育事務所のホームページからも、依頼様式をダウンロードすることができます。

公立幼稚園等
小・中学校

【様式１－①】
【様式２－①】

市町村
教育委員会

県立
高等学校

公立
保育所
認定こども園

私立
保育所
認定こども園
幼稚園
小・中学校
高等学校

Ⅰ

【様式１－①、②】
【様式２－①、②】

【様式１－①、③】
【様式２－①、③】

Ⅲ
【連絡調整】

Ⅳ
【相談支援】
【研修支援】

県北教育事務所

Ⅱ
派遣依頼

各県立特別支援学校
＜地域支援センター＞
（特別支援教育アドバイザー）

電話連絡後
Ⅰ　県北教育事務所へ依頼文書を提出してください。（メール、FAX、郵送等）
　　※公立幼稚園、小中学校は、**市町村教育委員会を経由して、**書面で申込みます。
Ⅱ　教育事務所より当該特別支援学校へ教員の派遣を要請します。
Ⅲ　当該特別支援学校と依頼主の学校等で、日程調整等、打ち合わせを行います。
Ⅳ　特別支援学校教員が当該学校等を訪問し、支援を行います。

特別支援教育に関する相談・研修支援の依頼について

県北教育事務所

「地域支援体制整備事業」をご活用ください！

【まず電話でご相談ください】
県北教育事務所　TEL 024-521-2818　FAX 024-521-2870
学校教育課　指導主事　特別支援教育担当　冨田　篤

特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援・研修支援を行います

学校等からの相談内容やニーズに応じて、その専門性を有した県内の県立特別支援学校の教員を派遣します。

＜こんなことができます!＞

相談支援

- □　障がいや病気により配慮を必要とする幼児児童生徒の対応に関する助言。
- □　発達や学習・行動面で気になる幼児児童生徒のつまずきの背景・要因に応じた助言。
- □　ケース会議による支援策や合理的配慮の検討、入院している児童生徒の学習保障や退院後の配慮についての相談。
- □　個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用支援。
- □　校内研修の企画・運営に関する助言、協力。

「個別の教育支援計画」等をご準備ください。

研修支援

- □　特別支援の制度等に関する研修。
- □　校（園）内支援体制整備と充実に関する研修。
- □　障がいの理解や啓発に関する研修。
- □　幼児児童生徒の理解に関する研修。
- □　特別支援学級・通級指導教室の授業づくり等に関する助言（授業の構想、教材教具、教育課程に関する支援、障がいのある幼児児童生徒の学びの場や進路についての情報提供等）。
- □　特別支援教育に関する教員研修（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等）。

※　困難事例への継続相談、目的に応じた複数の校内研修など、学校のニーズに応じて複数回訪問することも可能です。

電話後、書面での派遣依頼をお願いします。
申請方法はＰ２４をご確認ください。